

平成 30 年 3 月 5 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 イ グ ニ ス
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 銭 鋺
 (コード番号: 3689 東証マザーズ)
 問 合 せ 先 取 締 役 C F O 山 本 彰 彦
 (TEL 03-6408-6820)

第三者割当による新株予約権の発行及び時価発行新株予約権信託の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催されました取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第 17 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を行うこと並びに時価発行新株予約権信託（以下「本信託」といいます。）を活用したインセンティブプラン（以下「本インセンティブプラン」といいます。）の導入について決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、時価発行新株予約権信託とは、時価により発行される新株予約権を受託者が保管しておき、一定の期日になった時点で条件を満たした受益者に対して交付するというインセンティブ制度であります。

1. 募集の概要

(1)	割 当 日	平成 30 年 3 月 22 日
(2)	発行新株予約権数	7,511 個
(3)	発 行 価 額	751,100 円（新株予約権 1 個につき 100 円）
(4)	当該発行による 潜在株式数	751,100 株（新株予約権 1 個につき 100 株）
(5)	資 金 調 達 の 額	2,291,606,100 円（差引手取概算額: 2,280,606,100 円） （内訳）新株予約権発行による調達額: 751,100 円 新株予約権行使による調達額: 2,290,855,000 円 差引手取概算額は、本新株予約権の発行価額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6)	行 使 価 額	1 株当たり 3,050 円（固定）
(7)	募集又は割当方法 （割当予定先）	受託者曾我隆二に対して第三者割当の方法によって行います。
(8)	そ の 他	本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社の取締役及び従業員（以下「役職員」といいます。）の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものです。 当社は、一般的に実施されているストックオプションのような従来型のインセンティブプランではなく、信託を用いた本インセンテ

		<p>イブプランを活用することにより、当社の役職員を対象として、当社への貢献度に応じて、予め定めた本新株予約権の交付ガイドライン（以下「交付ガイドライン」といいます。）に従って新株予約権を分配することができます。これにより、当社は、当社企業価値の向上に向けた当社の役職員の貢献を公平に評価した上で新株予約権を分配することができるようになり、既存の新株予約権を用いたインセンティブプランよりも一層、当社の役職員の当社への貢献意欲の向上を図ることができ、また優秀な人材を誘引できるものと期待しております。</p> <p>なお、本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要します。</p> <p><第17回新株予約権の主な行使条件></p> <p>新株予約権者は、平成31年9月期または平成32年9月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書において、営業利益が次の各号に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として、行使することができる。</p> <p>(a) 営業利益 21 億円を超過した場合 行使可能割合：50%</p> <p>(b) 営業利益 40 億円を超過した場合 行使可能割合：75%</p> <p>(c) 営業利益 60 億円を超過した場合 行使可能割合：100%</p> <p>なお、営業利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。</p>
--	--	--

(注) 資金調達額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額であり、差引手取概算額は、資金調達額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合、新株予約権を取得した者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合資金調達の額及び差引手取概算額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

<本インセンティブプラン導入の目的及び理由>

当社は、当社の役職員のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、当社の将来の取締役及び従業員に本新株予約権を交付するため、当社代表取締役社長である銭銀を委託者（以下「本委託者」といいます。）とし、曾我隆二を受託者（以下「本受託者」または「曾我氏」といいます。）とする3つの時価発行新株予約権信託設定契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結し、時価発行新株予約権信託®（以下「本信託」といいます。）を活用したインセンティブプランを実施いたします。本インセンティブプランは、本信託契約の内容に従って、以下の3つのプランによって構成されます。

本信託契約上のプラン名称	新株予約権の種類と個数	人事評価期間	交付日	行使期間
信託 2020	第17回新株予約権 (3,487 個)	平成30年4月 ～平成32年9月	平成32年12月 の最終営業日	平成32年12月31日 ～平成40年3月21日
信託 2021	第17回新株予約権 (2,012 個)	平成32年10月 ～平成33年9月	平成33年12月 の最終営業日	平成32年12月31日 ～平成40年3月21日
信託 2022	第17回新株予約権 (2,012 個)	平成33年10月 ～平成34年9月	平成34年12月 の最終営業日	平成32年12月31日 ～平成40年3月21日

これらのプランを実施するため、本委託者は、本信託契約の定めに従って、本受託者に対してそ

の手許資金を信託し、本受託者が本新株予約権の総数を引受けるとともに、信託拠出された資金を用いて本新株予約権の発行価額の総額を払い込むことで、本新株予約権を取得します。そして、本受託者が取得した本新株予約権 7,511 個のうち、3,487 個はインセンティブプラン「信託 2020」を通じて平成 32 年 12 月の最終営業日で確定する受益者に対して、2,012 個はインセンティブプラン「信託 2021」を通じて平成 33 年 12 月の最終営業日で確定する受益者に対して、残り 2,012 個はインセンティブプラン「信託 2022」を通じて平成 34 年 12 月の最終営業日で確定する受益者に対して交付します。本インセンティブプランを 3 つに分割した理由は、1, 2 年の人事評価期間が終わる度に本新株予約権を交付することが当社役職員に対する短期的な動機付けとしても適切と考えたからであります。なお、本インセンティブプランでは、「信託 2020」から「信託 2022」までの全ての信託において共通の新株予約権を信託の対象としておりますが、これは当社として、当社役職員のモチベーションにも影響のある重要な新株予約権の業績条件につき、現段階で平成 33 年度以降の業績までを合理的に見通して妥当な条件設定を行うのは困難であるため、本新株予約権の内容としては平成 32 年度までの業績条件を設定するに留め、交付日までの当社役職員各人の貢献度合いに応じて現時点から交付日までのキャピタルゲインを反映している本新株予約権の配分数を変動させられるという本インセンティブプラン固有の仕組みによって当社役職員のモチベーションを高めることを期待したものであります。

本インセンティブプランは、下記にてご説明するとおり、中途採用者に対するサインアップボーナスや人事評価期間中の単年度貢献に加え、当社のミッションである「次のあたりまえを創る。何度でも」に貢献した者又は貢献が見込まれる者に対するインセンティブとなることを主眼として設定するものです。「次のあたりまえを創る。何度でも」は、単年度といった短期で達成することは難しい場合があり、こうした場合であっても、各信託の人事評価期間において一定の成果を出す又は近い将来成果を出すが見込まれるところまでの取組みを行った者には、本決議日からの業績向上に対するインセンティブを得られるよう、本インセンティブプランを採用したものです。この点、現在から平成 33 年 12 月又は平成 34 年 12 月の交付日までの間の当社企業価値の向上に対する貢献に対して、通常のス톡オプションを平成 33 年 12 月又は平成 34 年 12 月に交付する場合には、確かにその時点で現在から交付日までの各役職員の活躍を踏まえて新株予約権の配分数を決定することはできますが、当社の現在からその時点までの業績向上に対する株価上昇などのメリットを当社役職員が享受することはできないため、交付日以降の株価上昇に対するキャピタルゲインのみが当社役職員のインセンティブになることとなります。

なお、受益者は、本新株予約権の配分方法が規定される交付ガイドライン（以下「交付ガイドライン」といいます。）に従い、本委託者を除く取締役によって構成され、過半数を社外取締役が占める評価委員会によって指定されます。

具体的には、交付ガイドライン上、本新株予約権が交付されるべき受益者の選定は、人事評価期間中、各事業年度（信託 2020 については平成 30 年度下半期と平成 31 年度の 2 回、信託 2021 及び信託 2022 についてはそれぞれ平成 32 年度、平成 33 年度）終了後 3 カ月以内に 1 回開催される評価委員会において、インセンティブパッケージの付与という形で行われます。評価委員会では、当社役職員のうち、当社のミッションである「次のあたりまえを創る。何度でも」に①貢献した者もしくは②これに中長期的に貢献が期待できる者に重点を置き、その他③単年度の利益又は業績の向上、組織力の強化、新規事業の立ち上げに貢献した者や④中途採用において過去に他社で十分な実績を有しており当社としてもサインアップボーナスを交付すべきと考えられる者を対象として、本新株予約権最大 500 個から最低 50 個まで（端数分は評価委員会が交付日に先立ち適宜調整します。）を 1 セットとしたインセンティブパッケージを交付できるものとされており。そして、このようにしてインセンティブパッケージの付与を受けた者は、交付日に評価委員会により最終的に受益者となるべき者として指定されることにより、受益者として確定することとなります（例えば、「次のあたりまえを創る。何度でも」に貢献したとして本新株予約権 500 個を含むインセンティブパッケージ 1 セットの付与を受けた者は、交付日に本新株予約権 500 個を獲得することとなります。）。なお、交付日に付与されなかったインセンティブパッケージ及びそれに対応する本新株予約権は、交付日時点で消滅いたします。

以上のとおり、当社が今般導入いたしました本インセンティブプランは、現在当社に在籍している役職員のみならず将来採用される役職員も含めて、将来の分配時点において、それまでの貢献度及びこれからの貢献期待を考慮して本新株予約権の交付対象者と交付個数を決定することが可能となる点において、一般的に実施されているス톡オプションのような従来型のインセンティブプ

ランとは異なる特徴を有するものであります。

即ち、従来型のインセンティブプランにおいては、発行会社は、新株予約権の発行時点で付与対象者及び付与対象者ごとの付与個数を決定しなければならず、①役職員の過去の実績などを手掛かりに将来の貢献度を現時点で見積もって付与した結果、実際の業績貢献度に応じた適切な報酬配分とならない場合や、②発行後に入社する役職員との間の不公平を避けるために、何度も新たな新株予約権を発行しなければならず、その都度煩雑な発行手続きや管理コストの負担が必要になる場合があるなどといった課題がありました。

これに対して、本インセンティブプランにおいては、一旦本受託者に対して発行された本新株予約権を、本信託の趣旨に従って人事評価期間中の当社の役職員の貢献度に応じて、将来的に分配することも可能となっており、将来採用される従業員に対しても分配することが可能となるなど、従来型のインセンティブプランの課題を克服することが可能となっております。さらに、本インセンティブプランでは、限られた個数の本新株予約権を将来の貢献度に応じて当社の役職員で分配することになるため、より一層当社への貢献意欲が向上するものと期待されるとともに、優秀な人材の獲得に当たっての誘引手段として機能することが期待されます。

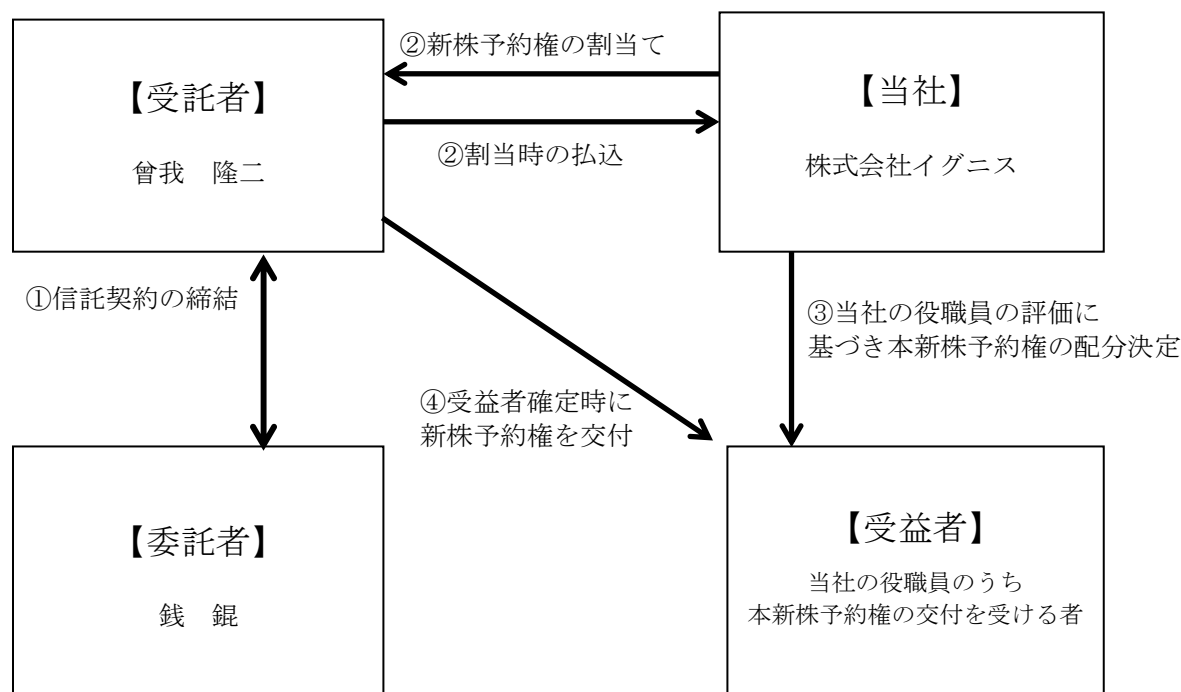
加えて、本新株予約権には、営業利益に関する3段階の業績達成条件（21億円、40億円、60億円）が定められております。このため、かかる営業利益の業績達成条件が達成できない場合には、本新株予約権を行使することはできなくなり、これにより本新株予約権が消滅し、本インセンティブプランは終了することになります。1段階目を21億円と致しましたのは、当社過去最高営業利益である14億円をベースとし、より高い業績目標への達成意識及び一体感を醸成する目的で当社が平成28年10月13日付で発行した業績目標コミットメント型募集新株予約権（第11回新株予約権）に設定された営業利益に関する業績達成条件の水準に合わせることで、当該新株予約権を付与された当社従業員及び完全子会社従業員と本新株予約権の付与対象者との間で目標に対する一体感を醸成するためであります。また、3段階目を60億円と致しましたのは、平成30年2月13日に当社が発表致しました第1四半期決算説明資料において、平成32年9月期の目標として営業利益目標を60億円としておりますので、かかる目標に合わせる形で3段階目を60億円としております。他方で、21億円と60億円の目標間には大きな数値上の乖離があるため、2段階目を40億円として目標を細分化し、より段階的な業績達成条件を設定することで、当社の役職員のモチベーションの維持を図ることが可能と考えております。このように過去の業績推移と比較して一段と高い目標に対して、当社役職員の業績達成意欲をより一層維持・向上させ、当社の業績目標の達成を通じて、当社の企業価値・株式価値を名実ともに向上させることが期待できると考えております。

以上のことから、当社は、本インセンティブプランの導入が既存株主の皆様の利益にも資するものであると考えております。

<本信託の概要>

名称	時価発行新株予約権信託設定契約
委託者	銭 鋺（当社代表取締役社長）
受託者	曾我 隆二
受益者	交付日に受益者として指定された者（受益者確定手続を経て特定されるに至ります。）
信託契約日（信託期間開始日）	各信託いずれも平成 30 年 3 月 16 日
本新株予約権の交付日	信託 2020：平成 32 年 12 月の最終営業日 信託 2021：平成 33 年 12 月の最終営業日 信託 2022：平成 34 年 12 月の最終営業日
信託の目的	本新株予約権を受益者に引き渡すことを主たる目的とします。
受益者適格要件	交付日時点の当社の役職員のうち、本信託契約に基づき、本新株予約権の交付日時点において受益者として指定された者を受益者とし、それぞれ本新株予約権の分配数量を確定します。 なお、分配のための基準は、信託契約日である平成 30 年 3 月 16 日付で定められる予定の交付ガイドラインに規定されており、その内容は、上記<本インセンティブプラン導入の目的および理由>に記載の通りです。

<本インセンティブプランの概要図>



- ① 本委託者である銭鋺が本受託者である曾我氏との間の本信託契約に基づき本受託者へ金銭を拠出し、本信託を設定します。当社は、本信託契約に基づき、信託管理人兼受益者指定権者に就任します。なお、本インセンティブプランは、本委託者から将来の受益者に対する贈与の性格を有するものです。
- ② 当社は、本信託の設定を前提に、平成 30 年 3 月 5 日開催の取締役会決議に基づき、本受託者に対して本新株予約権を発行し、受託者である曾我氏は、上記①で本信託に拠出された金銭を原資として、当社から本新株予約権を引き受けます。そして、本新株予約権を引き受けた本受託者は、本信託契約に従い本新株予約権を交付日まで管理します。
- ③ 当社は、交付ガイドラインの定めに従い、人事評価期間中の貢献度に応じて、当社の役職員に対し、

交付する本新株予約権の個数を決定する基準となるインセンティブパッケージを付与し、当該インセンティブパッケージの数に応じて各役職員に対して交付すべき本新株予約権の個数を決定します。

- ④ 本新株予約権の交付日に受益者が確定し、本受託者が保管していた本新株予約権が受益者に分配されます。

※本新株予約権の分配を受けた受益者は、当該本新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従い、当該新株予約権を行使して行使価額の払込みをすることで当社の普通株式を取得することができます。また、権利行使により当社株式を取得した受益者は、株主として当社株式を保有し、また、任意の時点で市場にて株式を売却することができます。

※本受託者に死亡等の事由が生じた場合については、本信託契約に基づき新たな受託者が選任されることとなります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,291,606,100	11,000,000	2,280,606,100

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額（751,100円）に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（2,290,855,000円）を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、本新株予約権の価額算定費用、インセンティブ制度・人事評価制度設計に係るコンサルティング費用等の合計額であります。

4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社の役職員の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものであり、資金調達を目的としておりません。

なお、本新株予約権の行使の決定は受託者から本新株予約権の交付を受けた当社の役職員の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

また、行使による払込みがなされた以降、上記充当時までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及びその行使により調達する資金は、当社の業務運営に資するものであり、合理性があるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、本インセンティブプランについての実績が豊富な当社から独立した第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役社長 野口真人）に本新株予約権の評価を依頼しました。当該第三者評価機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値3,050円/株、株価変動性(ボラティリティ)89.98%、配当利回り0%、無リスク利回り0.05%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額3,050円/株、満期までの期間10年、業績条件）に基づいて、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって本新株予約権の評価を実施した結果、評価結果を1個当たり100円と算出しております。

当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権の1個当たりの払込金額を当該算出結果と同額に決定いたしました。平成30年3月5日付の当社取締役会決議において同時に決議した第14回乃至第16回新株予約権とは払込金額が異なりますが、これは第14回乃至第16回新株予約権と本新株予約権では発行条件が異なるためです。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日(平成30年3月2日)の東京証券取引所における普通取引の終値3,050円を参考として、当該終値と同額の1株3,050円に決定いたしました。

さらに、当社監査等委員会から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当せず、適法である旨の見解を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は751,100株(議決権数7,511個)であり、平成29年12月31日現在の当社発行済株式総数13,415,200株及び平成29年9月30日現在の総議決権数を基準として平成29年12月1日付の株式分割(当社普通株式1株につき2株の割合)(以下「本株式分割」といいます。)を考慮した議決権数133,658個を分母とする希薄化率は5.60%(議決権の総数に対する割合は5.62%)に相当し本新株予約権の行使により相応の希薄化が生じます。なお、本取締役会において同時に決議した第14回乃至第16回新株予約権の発行により増加する潜在株式数と今回の第三者割当による本新株予約権の発行株式数とを合算すると2,451,100株増加し、最大で18.27%(議決権比率18.34%)の希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の中長期的な増大を目指すに当たり、当社の役職員の一体感と結束力をさらに高め、より一層の意欲及び士気の向上を目的としております。また、あらかじめ定める業績に係る目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上が見込まれるものと考えております。

また、本新株予約権の行使により発行される株式の総数751,100株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は約244,591株であり、一定の流動性を有しております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の皆様の利益にも貢献できるものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

氏名	受託者 曾我隆二	
住所	神奈川県藤沢市	
職業の内容	公認会計士、税理士	
上場会社と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	受託者は、当社子会社の税務顧問であるSKIP税理士法人の代表社員であり、当社子会社の税務に関する諸手続きを行っており、当社子会社は顧問契約に従って毎月顧問料を支払っております。

- (注) 1. 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成 30 年 3 月 5 日現在のものです。
2. 当社は、割当予定先から、反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。当社においても第三者機関が提供しているデータベース「日経テレコン」を利用し過去の新聞記事の検索を行うとともに、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索することにより反社会的勢力等との関わりを調査し、曾我氏が反社会的勢力等と関係がないことを確認しております。そして、当社は、「割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書」を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社が、本受託者を本新株予約権の割当予定先として選定した理由は、以下のとおりであります。

まず、本信託では、本受託者である曾我氏の厚意により、受託に際して信託報酬が生じない民事信託が採用されております。営利を目的とする業としての信託（商事信託）ではない民事信託では、信託銀行又は信託会社以外でも受託者となることが許容されており、信託報酬が生じない点などにおいてインセンティブプラン全体に要するコストの類を一般的に安価に収めることが可能となります。

また、業務内容の点から見ても、本信託における本受託者の主たる業務は、①信託期間中に当該本新株予約権を管理すること、②交付日に本新株予約権を受益者へ分配すること及び③本信託の維持に係る法人税を納付すること等に限定されているため、当社は、信託銀行又は信託会社でなくとも当該事務を遂行することは十分に可能と判断いたしました。そして、本受託者は、税理士業を業としており、本信託の受託者として必要とされる毎事業年度の納税事務を行う能力においても何ら問題はないものと判断いたしました。さらに、本受託者は、当社子会社の税務顧問の代表社員であり、当社への理解及び当社との信頼関係においても十分に信頼に足り得ると判断いたしました。

以上の理由から、当社は、曾我氏を本新株予約権の割当予定先として選定したものであります。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である曾我氏は、本信託契約に従い、本新株予約権を交付日まで保有し、その後、受益者（受益者適格要件を満たす者のうち受益者となる意思表示をした者）へ交付することとなっております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権の払込みに要する資金に相当する金銭の保有状況を、委託者である錢銀が当初信託金相当額を保有していることを本委託者の銀行口座の残高照会画面を確認するとともに、平成 30 年 3 月 16 日に締結される予定の信託契約書案を確認することによって委託者が当該当初信託金相当額を割当日に先立ち割当予定先に対して拠出し、割当日において割当予定先が信託財産として保有する予定であることを確認しております。

(5) その他重要な契約等

上記の本信託契約のほか、今回当社が発行する本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前		募集後	
銭 鍬	29.57%	銭 鍬	25.00%
鈴木 貴明	29.57%	鈴木 貴明	25.00%
山本 彰彦	1.62%	山本 彰彦	1.37%
山田 理恵	1.43%	山田 理恵	1.21%
佐藤 祐介	1.13%	佐藤 祐介	0.96%
柏谷 泰行	0.89%	柏谷 泰行	0.75%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	0.49%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	0.42%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	0.45%	資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	0.38%
渡辺 眞吾	0.45%	渡辺 眞吾	0.38%
NOMURA INTERNATIONAL PLC LONDON SECURITY LENDING（常任代理人 野村證券株式会社）	0.38%	NOMURA INTERNATIONAL PLC LONDON SECURITY LENDING（常任代理人 野村證券株式会社）	0.32%

- (注) 1. 募集前の保有比率は、平成 29 年 9 月 30 日現在の株主名簿上の株式数に基づき、平成 29 年 12 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の株式分割(以下、「本株式分割」という。)を行ったことを考慮した数で算出しております。
2. 募集後の保有比率は、平成 29 年 9 月 30 日現在の所有株式数(本株式分割考慮後)を、平成 29 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数(本株式分割考慮後)に本新株予約権の目的である株式の総数及び第 14 回乃至第 16 回新株予約権の目的である株式の総数を加算した数で除して算出しております。
3. 上記表中の持株比率は、小数点以下第 3 位を四捨五入して算出しております。
4. 割当予定先である受託者曾我隆二は、割当られた本新株予約権の信託に係る事務手続き及び管理を行うことだけを目的とし、信託満了後は本信託契約及び交付ガイドラインに従い、本新株予約権を受益者へ交付することを約していることから、募集後の大株主及び持株比率には表示しておりません。
5. 当社は、本日付で本取締役会において同時に決議した第 14 回乃至第 16 回新株予約権の発行に関する開示をしておりますが、当該新株予約権の割当先であるドイツ銀行ロンドン支店は、株価及び出来高の状況等により、本新株予約権を行使した場合に交付される当社株式を短期で売却する可能性がありますので、募集後の大株主及び持株比率には表示しておりません。なお、詳細につきましては、本日公表の「第三者割当による第 14 回新株予約権(行使価額修正条項付)・第 15 回新株予約権・第 16 回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行に関するお知らせ」をご参照ください。
6. 本インセンティブプランの性質上、現時点において、本新株予約権の交付を受ける受益者が確定していないことから、受益者は募集後の大株主及び保有比率には表示しておりません。

8. 今後の見通し

現在のところ、平成 30 年 2 月 13 日に発表いたしました平成 30 年 9 月期の通期業績予想に変更はありません。また、本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)ことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

決算期	平成27年9月期	平成28年9月期	平成29年9月期
売上高	2,419,086千円	5,585,904千円	5,577,828千円
営業利益	△38,438千円	1,474,188千円	83,986千円
経常利益	△148,553千円	1,465,324千円	71,262千円
親会社株主に帰属する当期純利益	△306,793千円	1,087,927千円	△35,763千円
1株当たり当期純利益	△50.43円	88.29円	△2.72円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり純資産	202.16円	195.64円	302.64円

(注) 当社は、平成29年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。このため、平成28年9月期の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額及び1株当たり純資産金額を算出しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成29年12月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	13,415,200株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	1,095,200株	8.2%

(注) 上記潜在株式数は、第10回新株予約権及び当社のストックオプション制度に係る潜在株式数です。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成27年9月期	平成28年9月期	平成29年9月期
始 値	2,585円	1,090円	1,207円
高 値	2,880円	2,133円	6,340円
安 値	974円	663円	1,143円
終 値	1,100円	1,198円	1,948円

(注) 平成29年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことを踏まえ、平成27年9月期の期首に当該分割が行われたと仮定して当該数値を算出しております。

② 最近6か月間の状況

	平成29年 10月	11月	12月	平成30年 1月	2月	3月
始 値	1,950円	1,905円	2,196円	1,838円	1,676円	2,501円
高 値	2,048円	2,200円	2,198円	1,917円	2,102円	3,100円
安 値	1,768円	1,818円	1,815円	1,663円	1,302円	2,500円
終 値	1,915円	2,191円	1,830円	1,670円	2,102円	3,050円

(注) 1 平成29年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことを踏まえ、平成29年10月1日に当該分割が行われたと仮定して当該数値を算出しております。

2 平成30年3月の株価については、平成30年3月2日現在で表示しております。

③ 発行決議日前日における株価

	平成30年3月2日
始 値	2,552円
高 値	3,100円
安 値	2,550円
終 値	3,050円

(4) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

第三者割当による第8回～第10回新株予約権（行使価額選択権付）の発行

割当日	平成28年6月2日
発行新株予約権数	6,200個 第8回新株予約権 1,550個 第9回新株予約権 2,170個 第10回新株予約権 2,480個
発行価額	総額1,423,210円 第8回新株予約権 1個当たり469円 第9回新株予約権 1個当たり202円 第10回新株予約権 1個当たり104円
発行時における調達 予定資金の額 (差引手取概算額)	4,314,923,210円
割当先	ドイツ銀行ロンドン支店
募集時における 発行済株式数	12,403,000株
当該募集による 潜在株式数	1,240,000株 第8回新株予約権 310,000株 第9回新株予約権 434,000株 第10回新株予約権 496,000株 上限行使価額はありません。 また、第8回及び第9回新株予約権には下限行使価額はありません。第10回 新株予約権は、下限行使価額においても潜在株式数は496,000株です。
現時点における 行使状況	行使済株式数：744,000株 第8回新株予約権 310,000株 第9回新株予約権 434,000株 第10回新株予約権 0株 第8回及び第9回新株予約権は行使完了しております。
現時点における 潜在株式数	496,000株
現時点における調達 した資金の額 (差引手取概算額)	1,834,923,210円 ※新株予約権の払込金額の総額及び行使済分の出資された財産の価格の合計 から発行諸費用を除いた額
発行時における 当初の資金使途	①スマートフォン向けアプリ事業拡大のためのエンジニア等の人材の採用・育 成等に係る人件費等 ②無料ネイティブアプリ事業に係るユーザー集客のための広告宣伝費 ③ネイティブソーシャルゲーム事業に係るユーザー集客のための広告宣伝費
発行時における 支出予定時期	平成28年6月～平成30年9月
現時点における 充当状況	当初の資金使途の一部に充当しております。

注) 募集時における発行済株式数、当該募集による潜在株式数、現時点における行使状況、現時点における潜在株式数につきましては、平成29年12月1日付で当社普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことを踏まえ、平成27年9月期の期首に同株式分割が行われたものと仮定して当該数値を算出しています。

◇第 17 回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

7,511 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 751,100 株とし、下記 3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、100 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 3,050 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成 32 年 12 月 31 日から平成 40 年 3 月 21 日まで（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
- ① 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
 - ② 本新株予約権者は、平成31年9月期または平成32年9月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書において、営業利益が次の各号に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として、行使することができる。

(a) 営業利益 21 億円を超過した場合	行使可能割合：50%
(b) 営業利益 40 億円を超過した場合	行使可能割合：75%
(c) 営業利益 60 億円を超過した場合	行使可能割合：100%

 なお、営業利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本第17回新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
 - ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成30年3月22日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.(4)に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3.(6)に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
平成30年3月22日